

物流 2024 年問題影響調査業務委託仕様書

1 業務委託名

物流 2024 年問題影響調査業務委託

2 本業務の概要

トラックドライバーの人材不足や高齢化による物流量の低下が懸念される、いわゆる「物流 2024 年問題」を受け、県内貨物運送事業者などの物流関連事業者や荷主企業が直面している影響・課題を把握するとともに、物流機能の維持発展に向けた対策を検討する基礎データを取得するための調査事業を実施する。

3 業務の概要

(1) アンケート調査の実施

本県に所在する物流関連事業者や荷主企業に対して、2024 年問題に関する影響や物流機能維持発展に向けた要望についてアンケート調査(紙・WEB 併用。記名回答式)し、地域や企業規模などのクロス集計を行い、本県の地域特性を踏まえた課題を分析すること。

ア) 対象者は物流関連事業者(貨物自動車運送事業者及び倉庫業者)350 社程度、その他荷主企業(250 社程度)の計 600 社程度とする。(受託者にて対象事業者案を作成し、県と協議の上決定)

イ) 質問項目は、企業情報のほか、全体で 20 項目程度とする。(受託者にて案を作成し、県と協議の上決定)

①基礎情報:事業者名、記入者名、住所・連絡先、企業規模(資本金・従業員数)、経営形態(法人・個人)、事業種別(貨物運送・倉庫・荷主)など

②事業情報:10項目程度。主な取引相手(県内事業者・県外事業者)、主な取扱物(工業製品・農産物など)、主な輸配送エリア(県内、首都圏など) 主な契約相手(荷主と直接 or 貨物運送事業者・運送利用事業者から) 主な契約料金と標準的な運賃との関係(乖離の程度など) 等

③問題影響:5項目程度。(運送事業者・倉庫業者)人材不足や物流量の変化 など (荷主企業)物流コスト上昇、価格転嫁の有無 など

④施策要望:5項目程度。国対策パッケージに関連した取り組みへの評価、ドローン物流、貨客混載などの取組に対する意識調査、物流業界や行政、消費者に求める取り組み など

⑤自由記載:2024 年問題に対する意見への自由記載

※②事業情報、③問題影響の質問項目については、運送事業者、倉庫事業者、荷主企業ごとに適した内容とすること

ウ) 有効回答率は70%を目標とする。

(2) ヒアリング調査の実施

(1)で回答した事業者のうち、規模や地域性を考慮した上で、実際に直面する課題等に対するヒアリング調査を実施すること。

- ア) 対象者は県内地域別(4地域)で荷主企業1社、運送事業者または倉庫事業者3社(中小企業者・小規模事業者・個人事業主など)の計16社程度とする
- イ) ヒアリング先は、(1)アンケート調査の結果を踏まえ、受託者が提案し、県と協議の上、決定する。ヒアリングには必要に応じて県も同席する。
- ウ) ヒアリング内容は、本県物流の地域特性や物流2024年問題の影響や対策を深掘りする内容とし、受託者が案を作成し、県と協議の上決定する。

(3) 調査報告書の作成

調査結果を集計・分析し、物流の2024年問題の県内物流関連事業者等への影響・課題並びに本県の地域性を踏まえた対策を整理し、報告書として提出すること。

※調査項目検討や結果分析時などに、物流等に関する有識者の意見をヒアリングすること。

※アンケート調査結果については集計が終わり次第、中間報告として県に提出すること。

※分析は、本県物流の地域特性や本県ならではの2024年問題影響が浮き彫りになる様、クロス集計に加え、クラスター分析やテキスト分析などの手法を活用すること。

※調査報告書の構成

- ・アンケート調査の概要・結果の分析
- ・ヒアリング調査の概要・結果の分析
- ・本県の地域性を踏まえた物流機能の維持発展に向けた取組方針の整理
- ・資料編(調査に使用した調査票、ヒアリング記録等)

※調査報告書提出後も、調査内容に対する県からの問い合わせに対応すること。

4 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------|
| (1)アンケート調査の実施 | 8月下旬～9月中旬 |
| (2)ヒアリング調査の実施 | 9月下旬～10月下旬 |
| (3)アンケート結果の中間報告 | 9月下旬 |
| (4)調査報告書提出 | 11月ごろ |

5 その他

- (1)本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期する。
- (2)委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、山梨県の承諾を得るものとする。
- (3)委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、山梨県と受託者で協議の上、業務を遂行する。

(4)本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。